



第27回

社会保険講座

社会保険労務士
中谷 知世

7月10日までに提出する必要がある社会保険の定時決定、労働保険の年度更新についての制度をご紹介します。

● 社会保険の定時決定とは？

実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じない様に、1年に1回保険料を決定し直します。

● 労働保険の年度更新とは？

前年4月1日から今年3月31までの1年間の保険料を確定・精算をし、また今年4月1日から翌年3月31までの見込み保険料を納めます。

● 社会保険の定時決定と労働保険の年度更新の違い

	社会保険の定時決定	労働保険の年度更新	
	健康保険(協会けんぽ)厚生年金保険	労災保険	雇用保険
対象者	平成30年7月1日現在の社会保険の被保険者		平成29年4月1日～平成30年3月31までの被保険者
(うち対象から外れる人)	6月1日以降に資格取得した人 4月で昇給等があり、月額変更届を提出した人 等	法人の役員 同居している親族 等	平成29年4月1日において満64歳以上の人 等
対象報酬、賃金	基本給、諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当 等) 年4回以上支払われる賞与		
提出期間	7月1日～7月10日まで		6月1日～7月10日まで
提出書類	·被保険者報酬月額算定基礎届 (70歳以上被用者算定基礎届) ·被保険者報酬月額算定基礎届 総括表 《該当者がいる場合、次の届書も必要です。》 ·被保険者報酬月額変更届(7月改定者)		「労働保険概算・増加概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」 +保険料
提出先	事務センター又は年金事務所		金融機関、所轄都道府県労働局及び労働基準監督署

※一般事業の表です。建設業は若干制度が異なります。

● 今年の変更点は？

社会保険の定時決定

・算定基礎届の様式が変更になりました。

今まで70歳以上の方※の分は別様式でしたので「被保険者報酬月額算定基礎届」と「70歳以上被用者算定基礎届」の両方を提出する必要がありました。今年から「70歳以上被用者算定基礎届」は「被保険者報酬月額算定基礎届」に統合されましたので、同じ様式で提出することになります。

※70歳以上の方で以下①②いずれにも該当する場合は算定基礎届を提出する必要があります。(75歳以上で健康保険の資格を喪失している方や、健康保険組合に加入している場合も届出が必要です。)

①過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方②事業所に常時使用されている方

労働保険の年度更新

・平成30年4月から労災保険料率が変更されています。

労働局から送られてくる申告書にはすでに保険料率が印字されていますので、ご確認下さい。

・変更点ではありませんが、注意して頂きたいことがあります。昨年(平成29年)1月1日から、65歳以上で採用され週20時間以上かつ31日以上の雇用見込みがある人は雇用保険の被保険者になられたと思いますが、この方たちは保険料が免除(免除対象高年齢労働者)されます。雇用保険の加入手続きをしましたが、賃金集計の対象者ではありませんのでご注意ください。

また先の話になりますが、4月1日時点で満64歳以上の方の雇用保険料が免除されるのは平成32年3月までです。平成32年4月以降で、64歳以上の方は雇用保険料の天引きが必要になります。よって、労働保険の年度更新でも賃金集計が必要です。

間違いのない様、正しく手続きをしましょう!